

## 桂川町農業委員会 第1回 総会

- 1 開催日時 平成30年4月10日(火) 午後3時30分～午後4時55分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 11名

正議長	藤春 郁夫	5	山邊俊明	最適化推進委員	
副議長	原中 輝司	6	古野隆雄	11	中嶋團次
1	都田光義	7	野村邦博	12	平塚重義
2	竹本貞男	8	林 英 明	13	久保正澄
		9	高嶋征敏	14	大塚清文
4	金田義幸	10	原中 壽		

- 4 欠席委員 1名  
3番 神崎宏昭

### 5 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

- (1) 議 案 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (2) 議 案 第2号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議 案 第3号 市民農園の区域指定について
- (4) その他

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 博  
係 長 藤木 秀臣  
書 記 堀之内 友寛

## 7 会議の概要

- 事務局      ご起立をお願いします。  
                 只今より平成30年度第1回総会を開催させていただきます。姿勢を正してください、礼。御着席ください。  
                 以降、議事進行に関しましては会議規則によりまして、会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。
- (会長あいさつ)  
                 (現地確認へ)
- 議長          ただいまより平成30年度第1回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお、3番の神崎宏昭委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。  
                 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会 場          (異議なしの声)
- 議長          それでは議事録署名委員を6番古野隆雄委員、7番野村邦博委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の堀之内氏を指名いたします。  
                 それでは議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。地区担当の高嶋委員より説明をお願いします。
- 高嶋委員      ご報告いたします。今回の申請につきましては、4月9日に農業委員会事務局の堀之内書記の立会のもと確認いたしました。申請者の丸任ジャパン株式会社さんが、太陽光発電システムを建設するということで農地の転用許可申請が提出されています。事前に地元の水利組合関係者との協議も行われ、同意も取られておりますので特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
- 議長          ありがとうございます。続きまして、事務局より説明をお願いします。
- 事務局      **【議案書に基づき説明】**
- 議長          ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等は

ございますか。

野村委員 最終的に汚水はどこに流すのでしょうか。

事務局 5 ページ目の計画平面図になるんですが、西側に水路がはしってるんですが、そちらの水路に放流ということで流すようになっております。

野村委員 Cと書いてある部分ですか。

事務局 はい。

久保推進委員 これは地上げを相当しないと。

高嶋委員 ここにCと書いてあるじゃないですか。そこにずっと田んぼと同じ高さの排水というか。土師西田地区の用水が流れています。原状では上を削って下の低い方に足すという形です。

都田委員 下はコンクリートになるんですか。

事務局 こちらは盛土をしてそのままということになっています。

議長 他はございませんか。  
ちなみにパネルの枚数は何枚ですか。

事務局 236枚となっております。

議長 こういうのも、地域の住民説明会みたいなものは開かないといけないんでしょう。

大塚推進委員 法的にはいけないんじゃないんですか。

事務局 特段はないですね。

議長 論理的に。

大塚推進委員 する所もありますけどね。

議長 うちの所はとりあえず1回したからですね。後でもめないようにですね。

大塚推進委員 地元とうまくいくためにはですね。普通は法的には必要ないんじゃないですか。開発行為にひっかからないんですよ、ソーラーの場合。

事務局 こちらにつきましては、申請人の方が申請書をお持ちになった時に、事務局から近隣の住民の方に同意をいただくようには指導して、その上で受付を行っております。

議長 特に問題がなければこの案件については問題ないとは思いますが、皆さんどうでしょうか。一番恐ろしいのは設置してから後でトラブルになることですよね。後は質問ないですか。  
それでは採決いたします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので議案第1号農地法第5条の規定による許可申請は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第2号桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件

平成30年4月11日から平成33年4月20日 3年 賃貸借権  
通年 田 水稲 10,799㎡ 8筆 貸手5 借手4

平成30年4月11日から平成35年4月10日 5年 賃貸借権  
通年 田 水稲 1,883㎡ 5筆 貸手1 借手2

通年 畑 野菜 1,000㎡ 1筆 貸手1 借手1

平成30年4月11日から平成40年4月10日 10年 賃貸借権  
通年 田 水稲 10,171㎡ 8筆 貸手3 借手3

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はありませんか。

野村委員 11ページ12番の〇〇〇〇さんが貸手で、貸し出しているんですか。

事務局 はい。

野村委員 借りる方ではずっとみてたけど。

議長 借手は〇〇〇〇さんで。

中嶋推進委員 息子です。

野村委員 ああ、息子さんにね。

中嶋推進委員 アスパラガスを作らせてます。

野村委員 息子さんという事ならわかりました。

議長 息子さんがアスパラとかをしてますもんね。ハウスをたてて。場所は。

野村委員 場所はいいです。

議長 これは多分アスパラをしているハウスだと思います。

野村委員 〇〇さんがずっと借りていたのに、貸手というのはどうかなと思ってですね。

久保推進委員 息子に貸してるんでしょう。

野村委員 それならわかります。

議長 7番、8番、9番、11番の〇〇〇〇さんは、3人か4人にわかれたんですかね。

山邊委員 名義がお母さんと、〇〇さんで。旦那さんが亡くなったから。

議長 近い所にみんな利用権を設定しているみたいですね。

山邊委員 嘉麻市の人もありますね。〇〇さん。ブロッコリーかなんか作ってるんじゃないでしょうか。

議長 他に質問がなければ採決いたします。議案第2号桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので議案第2号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第3号、市民農園の区域指定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等がございますか。

林委員 585万円の内訳をお願いします。

事務局 細かな金額がお示しできないんですが、まず農園をするにあたりまして、水の確保が必要になってきます。それから農地の整備という形ですとか、鹿、猪が入ってこないようなワイヤーメッシュという柵を設置しないとけないというところで考えております。それから管理委託料という事で、今のところ委託先というのは未定でございますけども、今後いいバイ桂川を含めた団体等と委託ができればというような形で思っております。

林委員 これは例えば借賃というのは、どのくらいですか。

事務局 借賃といいますのは。

野村委員 ○○さんとのです。

事務局 農地の方ですね。

野村委員 借上げ料。

事務局 借上げ料につきましては正式に決定しておりません。借りてよろしいですかという内諾はいただいている所なんですけども。

林委員 585万の中に含まれているということですね。

古野委員 この市民農園は一般的な農園ではなくて、あの施設に泊まったりした人がするんですか。それとも一般に、普通の市民農園みたいに運営するんですか。

事務局 詳細については協議が詰まっていない状況です。今考えてますのは、セカンドスクール、学校の生徒さんたちが農業を体験する、また新規就農者の方の体験農園といった所で想定しております。また行く行くは、言われるような市民農園、体験農園的な区画割した所も、今後、進めてはどうだろうかという協議は行っております。

古野委員 新規就農者のと言われましたけど、新規就農者があそこでするには狭すぎると思いますけど。

事務局 体験ですので。

古野委員 子供たちが体験するんですけどね。わかりました。

林委員 もう一つよろしいですか。2番のトイレとか作業工具置場とかあるじゃないですか。それは下の農地に作るわけですか。それとも上を代用するんですか。

事務局 そうでございます。今、現に建築しております、あの体験の杜を。隣接しておりますので活用したいということでございます。

都田委員 体験の杜の所管課というのはどこになるんですか。

事務局 今の所、企画財政課になります。また内容によっては変わる可能性があります。

都田委員 企画がしてその後、所管課が。

事務局 内容によっては変わってくる可能性があるかと思います。

野村委員 現地でもらった図面なんですけど、対象農地の隣の農地を誰か作付してましたよね。あれは誰の土地ですか。

事務局 同じ所有者の方です。

野村委員 という事は、入り口は橋しかないと思うんですよね。

事務局 はい。

野村委員      という事は、農園のレイアウトをよく考えておかないと、そちらの農地に入れないといけないと思うので、その辺は後の詰めで話はされるわけでしょう。

事務局      考慮したいと思います。

高嶋委員      こちら土手にフェンス張ってもシカは飛んでいきますもんね。

事務局      今、農用地につきましては、ワイヤーメッシュを張る場所というのがですね、法敷きにしてしまうと越えられてしまいますので、その辺の間隔につきましては所有者の方と、どの辺に設置したらいいのかというのを協議をしている所でございます。

大塚推進委員      2 mぐらいなら飛び越えるからね。

事務局      設置の仕方っていうのは当然。

高嶋委員      一番多い所ですからね。

議長      あとはありませんか。よろしいですか。  
それでは採決いたします。議案第3号市民農園の区域指定について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全委員      (挙手)

議長      ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、その他事項について事務局より説明をお願いします。

事務局      その他事項  
・良質米生産支援について  
・一泊研修について  
・認定新規就農者  
・けいせんマルシェの開催について  
・ゆのうら体験の杜・体験農園について  
・農産物を使用した加工品の開発について  
・平成30年度の農事区長・水利組合長名簿について



- ・農業委員活動記録簿の提出のお願い

次回の農業委員会は5月10日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第1回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_